

02 核管東第 137 号  
令和 3 年 2 月 10 日

原子力規制委員会 殿

東京都台東区東上野一丁目 28 番 9 号  
公益財団法人核物質管理センター  
理事長 下村 和生

公益財団法人核物質管理センター東海保障措置センター  
核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請の一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 57 第 1 項に基づき、令和 2 年 9 月 28 日付け 02 核管東第 066 号で申請した公益財団法人核物質管理センター東海保障措置センター核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請の一部を別紙のとおり補正致します。

核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請の一部補正について

令和 2 年 9 月 28 日付け 02 核管東第 066 号で申請した公益財団法人核物質管理センター東海保障措置センター核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請の一部を次のとおり補正する。

1. 補正理由及び補正箇所 ※【 】内は、保安規定の条項を示す。

(1) 電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令等の改正・施行に伴う眼の水晶体に係る等価線量限度の引き下げを反映。【第39条（本文中の変更なし、別表13中の記載を変更）、附則】

(2) 核燃料物質の使用等に関する規則第2条の12第1項各号の要求事項の明確化等。

1) 第2号（品質マネジメントシステム）に係る記載に「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（以下、「品管規則解釈」という。）の要求事項を追加反映。【第3条、第64条～第68条】

2) 第4号（保安教育）を受け、保安教育の内容の見直し頻度、対象範囲等を拡充。【第12条】

3) 第5号（使用施設等の操作）を受け、地震・火災等の発生時に講ずべき措置を追記。（当該変更に伴う条項番号の整理を含む。）【第54条～第60条】

4) 第7号（排気監視設備及び排水監視設備）及び第9号（放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法）を受け、廃液中の放射性物質濃度の測定に使用する測定器を追記。【第40条（本文中の変更なし、別表第14中の記載を変更）

5) 第14号（記録及び報告）を受け、理事長への報告対象事象の範囲を拡充。【第73条】

6) 第15号（使用施設等の施設管理）を受け、施設管理実施計画に定める事項の追記及び施設管理フロー（有効性評価の段階、評価結果の反映先等）に則した記載に変更。【第41条の3～5】

(3) その他所要の見直し

1) 名称・用語等の整合【目次、第12条、第39条、別表第13、別表第14、別表第14-2】

2) 実施者等の主語の明確化【第64条～第68条】

2. 補正内容

補正内容は、別添「新旧対照表」のとおり。

以上

補正前	補正後	備考
<p style="text-align: center;">東海保障措置センター 核燃料物質使用施設等保安規定</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月</p> <p style="text-align: center;">公益財団法人 核物質管理センター</p>	<p style="text-align: center;">東海保障措置センター 核燃料物質使用施設等保安規定</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月</p> <p style="text-align: center;">公益財団法人 核物質管理センター</p>	<p>※変更なし</p>

新旧対照表

別 添

補正前	補正後	備考
<p>東海保障措置センター核燃料物質使用施設等保安規定</p> <p style="text-align: center;">6 3 達第 4 号 昭和 6 3 年 1 0 月 2 5 日</p> <p>改正 昭和 5 4 年 2 月 2 7 日 5 3 達第 5 号            昭和 6 2 年 1 1 月 5 日 6 2 達第 2 号            昭和 6 3 年 3 月 1 6 日 6 2 達第 6 号            昭和 6 3 年 1 0 月 2 5 日 6 3 達第 4 号 (全部改正)            平成 元年 3 月 1 3 日 6 3 達第 6 号            平成 元年 1 0 月 2 7 日 0 1 達第 4 号            平成 2 年 3 月 1 5 日 0 1 達第 7 号            平成 7 年 1 1 月 9 日 0 7 達第 1 号            平成 8 年 6 月 3 日 0 8 達第 8 号            平成 1 0 年 6 月 8 日 1 0 達第 1 号            平成 1 1 年 1 2 月 1 0 日 1 1 達第 9 号            平成 1 3 年 3 月 3 0 日 1 2 達第 1 7 号            平成 1 3 年 9 月 1 8 日 1 3 達第 3 号            平成 1 5 年 4 月 1 日 1 5 達第 1 号            平成 1 5 年 9 月 1 日 1 5 達第 4 号            平成 1 6 年 4 月 2 6 日 1 6 達第 1 号            平成 1 7 年 4 月 5 日 1 7 達第 1 号            平成 1 9 年 3 月 3 0 日 1 8 達第 1 4 号            平成 2 0 年 5 月 2 0 日 2 0 達第 3 号            平成 2 2 年 1 0 月 1 日 2 2 達第 2 号            平成 2 3 年 1 0 月 1 日 2 3 達第 8 号            平成 2 4 年 3 月 3 0 日 2 3 達第 1 1 号            平成 2 4 年 8 月 3 1 日 2 4 達第 5 号            平成 2 5 年 1 2 月 1 7 日 2 5 達第 4 号            平成 2 6 年 1 1 月 1 3 日 2 6 達第 5 号            平成 2 8 年 3 月 3 1 日 2 7 達第 8 号            平成 3 0 年 6 月 2 8 日 3 0 達第 2 号            令和 年 月 日 0 2 達第 号</p>	<p>東海保障措置センター核燃料物質使用施設等保安規定</p> <p style="text-align: center;">6 3 達第 4 号 昭和 6 3 年 1 0 月 2 5 日</p> <p>改正 昭和 5 4 年 2 月 2 7 日 5 3 達第 5 号            昭和 6 2 年 1 1 月 5 日 6 2 達第 2 号            昭和 6 3 年 3 月 1 6 日 6 2 達第 6 号            昭和 6 3 年 1 0 月 2 5 日 6 3 達第 4 号 (全部改正)            平成 元年 3 月 1 3 日 6 3 達第 6 号            平成 元年 1 0 月 2 7 日 0 1 達第 4 号            平成 2 年 3 月 1 5 日 0 1 達第 7 号            平成 7 年 1 1 月 9 日 0 7 達第 1 号            平成 8 年 6 月 3 日 0 8 達第 8 号            平成 1 0 年 6 月 8 日 1 0 達第 1 号            平成 1 1 年 1 2 月 1 0 日 1 1 達第 9 号            平成 1 3 年 3 月 3 0 日 1 2 達第 1 7 号            平成 1 3 年 9 月 1 8 日 1 3 達第 3 号            平成 1 5 年 4 月 1 日 1 5 達第 1 号            平成 1 5 年 9 月 1 日 1 5 達第 4 号            平成 1 6 年 4 月 2 6 日 1 6 達第 1 号            平成 1 7 年 4 月 5 日 1 7 達第 1 号            平成 1 9 年 3 月 3 0 日 1 8 達第 1 4 号            平成 2 0 年 5 月 2 0 日 2 0 達第 3 号            平成 2 2 年 1 0 月 1 日 2 2 達第 2 号            平成 2 3 年 1 0 月 1 日 2 3 達第 8 号            平成 2 4 年 3 月 3 0 日 2 3 達第 1 1 号            平成 2 4 年 8 月 3 1 日 2 4 達第 5 号            平成 2 5 年 1 2 月 1 7 日 2 5 達第 4 号            平成 2 6 年 1 1 月 1 3 日 2 6 達第 5 号            平成 2 8 年 3 月 3 1 日 2 7 達第 8 号            平成 3 0 年 6 月 2 8 日 3 0 達第 2 号            令和 年 月 日 0 2 達第 号</p>	<p>※変更なし</p>

新旧対照表

別 添

補正前	補正後	備考
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1章 総則（第1条－第4条） ……………</p> <p>第2章 保安管理組織（第5条－第10条） ……………</p> <p>第3章 保安教育（第11条－第14条） ……………</p> <p>第4章 保安上特に管理を必要とする設備の操作（第15条－第24条） ……………</p> <p>第5章 管理区域等の管理（第25条－第36条） ……………</p> <p>第6章 放射線測定（第37条－第40条） ……………</p> <p>第7章 施設管理（第41条－第43条の2） ……………</p> <p>第8章 核燃料物質の受払い、貯蔵、運搬（第44条－第48条） ……………</p> <p>第9章 放射性廃棄物の管理（第49条－第53条） ……………</p> <p>第10章 非常の場合に講ずべき処置（第54条－第62条） ……………</p> <p>第11章 品質マネジメントシステム（第63条－第68条） ……………</p> <p>第12章 情報の共有及び公開（第69条－第70条） ……………</p> <p>第13章 記録及び報告（第71条－第73条） ……………</p> <p>附 則 ……………</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1章 総則（第1条－第4条） ……………</p> <p>第2章 保安管理組織（第5条－第10条） ……………</p> <p>第3章 保安教育（第11条－第14条） ……………</p> <p>第4章 保安上特に管理を必要とする設備の操作（第15条－第24条） ……………</p> <p>第5章 管理区域等の管理（第25条－第36条） ……………</p> <p>第6章 放射線測定（第37条－第40条） ……………</p> <p>第7章 施設管理（第41条－第43条の2） ……………</p> <p>第8章 核燃料物質の受払い、貯蔵、運搬（第44条－第48条） ……………</p> <p>第9章 放射性廃棄物の管理（第49条－第53条） ……………</p> <p>第10章 <u>異常</u>・非常の場合に講ずべき処置（第54条－第62条） ……………</p> <p>第11章 品質マネジメントシステム（第63条－第68条） ……………</p> <p>第12章 情報の共有及び公開（第69条－第70条） ……………</p> <p>第13章 記録及び報告（第71条－第73条） ……………</p> <p>附 則 ……………</p>	<p>・記載の適正化（地震・火災等の発生時に講ずべき措置に伴い、章タイトルを修正）</p>

新旧対照表

別 添

補正前	補正後	備考
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 2 条 変更なし ※省略</p> <p>(定義)</p> <p>第 3 条 この規定において、それぞれ当該条項に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)「核燃料物質等」とは、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物をいう。</p> <p>(2)「職員等」とは、公益財団法人核物質管理センターの役員、職員、参事及び契約職員の内、東海センターの保安活動を行う者をいう。</p> <p>(3)「放射線業務従事者」とは、核燃料物質等の使用等又はこれらに付随する業務に従事する者であって、管理区域に立ち入る者をいう。</p> <p>(4)「グローブボックス等作業従事者」とは、ホットセル、グローブボックスを操作する者であって、当該設備・機器を安全に操作する能力を有すると認められた放射線業務従事者の中から分析課長が指名した者をいう。</p> <p>(5)「一時立入者」とは、放射線業務従事者以外の者であって、管理区域に一時的に立ち入る者をいう。</p> <p>(6)「放射線業務従事者等」とは、放射線業務従事者及び一時立入者をいう。</p> <p>(7)「緊急作業」とは、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（以下、「線量告示」という。）第 7 条に定める線量限度が適用されるものをいう。</p> <p>(8)「保安活動」とは、東海センターの使用施設等の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。</p> <p>(9)「各課長」とは、分析課長、検査課長、安全管理課長及び管理課長をいう。</p> <p>(10)「施設管理」とは、使用施設等の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理をいう。</p> <p>(11)「使用前検査」とは、法第55条の2第1項に基づき、東海センターが行う検査をいう。</p> <p>(12)「不適合」とは、要求事項に適合していないことをいう。</p> <p>(13)「プロセス」とは、意図した結果を生み出すための相互に関連し、又は作用する一連の活動及び手順をいう。</p> <p>(14)「品質マネジメントシステム」とは、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関し、東海センターが自らの組織の管理監督を行うための仕組みをいう。</p> <p>(15)「原子力の安全のためのリーダーシップ」とは、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、組織の品質方針及び品質目標を定めて職員等がこれらを達成すること並びに組織の安全文化のあるべき姿を定めて職員等が健全な安全文化を育成し、及び維持することに主体的に取り組むことができるよう先導的な役割を果たす能力をいう。</p> <p>(16)「是正処置」とは、不適合その他の事象の原因を除去し、その再発を防止するために講ずる措置をいう。</p> <p>(17)「未然防止処置」とは、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象から得られた知見を踏まえて、東海センターで起こり得る不適合の発生を防止するために講ずる措置をいう。</p> <p>(18)「一般産業用工業品」とは、原子力施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにそれらの部品（以下「機器等」という。）であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたもの以外の工業品をいう。</p> <p>(19)「妥当性確認」とは、東海センターの保安のための業務に係る品質管理に関して、機器等又は</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 2 条 変更なし ※省略</p> <p>(定義)</p> <p>第 3 条 この規定において、それぞれ当該条項に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)「核燃料物質等」とは、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物をいう。</p> <p>(2)「職員等」とは、公益財団法人核物質管理センターの役員、職員、参事及び契約職員の内、東海センターの保安活動を行う者をいう。</p> <p>(3)「放射線業務従事者」とは、核燃料物質等の使用等又はこれらに付随する業務に従事する者であって、管理区域に立ち入る者をいう。</p> <p>(4)「グローブボックス等作業従事者」とは、ホットセル、グローブボックスを操作する者であって、当該設備・機器を安全に操作する能力を有すると認められた放射線業務従事者の中から分析課長が指名した者をいう。</p> <p>(5)「一時立入者」とは、放射線業務従事者以外の者であって、管理区域に一時的に立ち入る者をいう。</p> <p>(6)「放射線業務従事者等」とは、放射線業務従事者及び一時立入者をいう。</p> <p>(7)「緊急作業」とは、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（以下、「線量告示」という。）第 7 条に定める線量限度が適用されるものをいう。</p> <p>(8)「保安活動」とは、東海センターの使用施設等の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。</p> <p>(9)「各課長」とは、分析課長、検査課長、安全管理課長及び管理課長をいう。</p> <p>(10)「施設管理」とは、使用施設等の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理をいう。</p> <p>(11)「使用前検査」とは、法第55条の2第1項に基づき、東海センターが行う検査をいう。</p> <p>(12)「不適合」とは、要求事項に適合していないことをいう。</p> <p>(13)「プロセス」とは、意図した結果を生み出すための相互に関連し、又は作用する一連の活動及び手順をいう。</p> <p>(14)「品質マネジメントシステム」とは、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関し、東海センターが自らの組織の管理監督を行うための仕組み <u>(品質マネジメントシステムの運用に必要な文書を整備することを含む。)</u>をいう。</p> <p>(15)「原子力の安全のためのリーダーシップ」とは、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、組織の品質方針及び品質目標を定めて職員等がこれらを達成すること並びに組織の安全文化のあるべき姿を定めて職員等が健全な安全文化を育成し、及び維持することに主体的に取り組むことができるよう先導的な役割を果たす能力をいう。</p> <p>(16)「是正処置」とは、不適合その他の事象 <u>(結果的に不適合には至らなかった事象又は原子力施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象を含む。)</u>の原因を除去し、その再発を防止するために講ずる措置をいう。</p> <p>(17)「未然防止処置」とは、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象から得られた知見を踏まえて、東海センターで起こり得る不適合の発生を防止するために講ずる措置をいう。</p> <p>(18)「一般産業用工業品」とは、原子力施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにそれらの部品（以下「機器等」という。）であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたもの以外の工業品をいう。</p> <p>(19)「妥当性確認」とは、東海センターの保安のための業務に係る品質管理に関して、機器等又は</p>	<p>・記載の適正化（品管規則解釈の要求事項を追記）</p>

新旧対照表

別 添

補正前	補正後	備考
<p>保安活動を構成する個別の業務（以下「個別業務」という。）及びプロセスが実際の使用環境又は活動において要求事項に適合していることを確認することをいう。</p> <p>第4条 変更なし ※省略</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 保安管理組織</p> <p>第 5 条～第 10 条 変更なし ※省略</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 保安教育</p> <p>第 11 条 変更なし ※省略</p> <p>（教育訓練）</p> <p>第 12 条 安全管理課長は、使用施設等に係る業務を行う職員等に対し、別表第 2(1)に掲げるところに従い、保安教育を年度毎に計画する。<u>なお、保安教育の内容については、必要に応じて見直すものとする。</u></p> <p>2 安全管理課長は、前項の計画に基づき保安教育を実施し、その実施<u>状況</u>を所長へ報告する。</p> <p>3 安全管理課長は、新たに使用施設等に係る業務に従事する職員等に対し、別表第 2(2)に掲げるところに従い、<u>保安教育</u>を実施し、その結果を所長に報告する。ただし、過去において放射線業務従事者として指定されていた者及び請負契約に基づく放射線業務従事者については、過去の教育訓練の結果に応じ、一部を省略することができる。</p> <p>4 所長は、使用施設等に係る業務を行う職員等に対して、別表第 3(1)に掲げる<u>保安訓練</u>を実施する。</p> <p>5 管理課長は、使用施設等に係る業務を行う職員等に対して、別表第 3(2)に掲げる<u>保安訓練</u>を実施し、その実施<u>状況</u>を所長へ報告する。</p> <p>6 所長は、緊急作業に従事させる放射線業務従事者に対して、別表第 3-2 に掲げる<u>教育訓練</u>を実施する。</p> <p>第 13 条・第 14 条 変更なし ※省略</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 保安上特に管理を必要とする設備の操作</p> <p>第 15 条～第 24 条 変更なし ※省略</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 管理区域等の管理</p> <p>第 25 条～第 36 条 変更なし ※省略</p>	<p>保安活動を構成する個別の業務（以下「個別業務」という。）及びプロセスが実際の使用環境又は活動において要求事項に適合していることを確認することをいう。</p> <p>第4条 変更なし ※省略</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 保安管理組織</p> <p>第 5 条～第 10 条 変更なし ※省略</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 保安教育</p> <p>第 11 条 変更なし ※省略</p> <p>（教育訓練）</p> <p>第 12 条 安全管理課長は、使用施設等に係る業務を行う職員等に対し、別表第 2(1)に掲げるところに従い、保安教育を年度毎に計画する。</p> <p>2 安全管理課長は、前項の計画に基づき<u>使用施設等に係る業務を行う者の</u>保安教育を実施し、その実施<u>結果</u>を所長へ報告する。</p> <p>3 安全管理課長は、新たに使用施設等に係る業務に従事する職員等に対し、別表第 2(2)に掲げるところに従い、<u>放射線業務従事者の指定教育</u>を実施し、その結果を所長に報告する。ただし、過去において放射線業務従事者として指定されていた者及び請負契約に基づく放射線業務従事者については、過去の教育訓練の結果に応じ、一部を省略することができる。</p> <p>4 所長は、使用施設等に係る業務を行う職員等に対して、別表第 3(1)に掲げる<u>総合訓練</u>を実施する。</p> <p>5 管理課長は、使用施設等に係る業務を行う職員等に対して、別表第 3(2)に掲げる<u>避難、消火訓練</u>を実施し、その実施<u>結果</u>を所長へ報告する。</p> <p>6 所長は、緊急作業に従事させる放射線業務従事者に対して、別表第 3-2 に掲げる<u>緊急作業に係る教育訓練</u>を実施する。</p> <p><u>7 教育訓練の実施者は、実施結果等を踏まえて必要に応じ、教育訓練の内容を見直すものとする。</u></p> <p>第 13 条・第 14 条 変更なし ※省略</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 保安上特に管理を必要とする設備の操作</p> <p>第 15 条～第 24 条 変更なし ※省略</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 管理区域等の管理</p> <p>第 25 条～第 36 条 変更なし ※省略</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化（教育訓練の内容の見直し対象を拡充）</li> <li>・記載の適正化（名称の整合）</li> </ul>

新旧対照表

別 添

補正前	補正後	備考
<p style="text-align: center;">第 6 章 放射線測定</p> <p>第 37 条・第 38 条 変更なし ※省略</p> <p>(線量の評価)</p> <p>第 39 条 安全管理課長は、職員等の放射線業務従事者等に係る線量について、別表第 12 に定める項目、頻度に従って評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>2 安全管理課長は、放射線業務従事者の前項の評価結果を、四半期毎（妊娠中の女子にあつては 1 月毎）に東海検査部長、核燃料取扱主務者及び所長に報告するとともに、当該放射線業務従事者に通知する。</p> <p>3 安全管理課長は、第 1 項の線量が別表第 13 に定める値を超えた場合は、その原因を調査し、必要があれば適切な措置を講じ、原因の調査の結果及び講じた措置について、核燃料取扱主務者及び所長に報告する。</p> <p>(放射線測定機器の管理)</p> <p>第 40 条 安全管理課長は、別表第 14 に掲げる放射線測定機器を確保する。</p> <p>2 安全管理課長は、前項に定める放射線測定機器について、第 41 条の 3 に定める施設管理実施計画に基づいて管理するとともに、別表第 14-2 に掲げるところにより年 1 回以上使用施設等の定期的な自主検査（以下、「施設定期自主検査」という。）を行う。</p> <p>3 安全管理課長は、前項の結果異常を認めた場合は、修理又は代替品の補充等の措置を講じる。</p> <p>4 安全管理課長は、第 2 項の施設定期自主検査の結果及び前項の措置について、核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>5 放射線測定機器に係る警報装置の作動条件は、別表第 15 に掲げるとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 施設管理</p> <p>(施設管理方針及び施設管理目標の策定)</p> <p>第 41 条 所長は、使用施設等の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の実施方針を策定するとともに、この実施方針に従って達成すべき施設管理の目標を定める。</p> <p>2 所長は、前項の施設管理方針及び施設管理目標を策定、又は変更したときは、核燃料取扱主務者、東海検査部長及び各課長に通知しなければならない。</p> <p>(定量的な施設管理目標の策定)</p> <p>第 41 条の 2 分析課長及び安全管理課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、第 18 条に定める保安上特に管理を必要とする設備について、定量的な施設管理目標を策定し、東海検査部長（分析課長の場合に限る。）及び核燃料取扱主務者の同意並びに所長の承認を受けなければならない。</p> <p>(施設管理実施計画の策定)</p> <p>第 41 条の 3 各課長は、施設管理目標を達成するために所掌する施設・設備について、施設管理実施計画を策定しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 放射線測定</p> <p>第 37 条・第 38 条 変更なし ※省略</p> <p>(線量の評価)</p> <p>第 39 条 安全管理課長は、職員等の放射線業務従事者等に係る線量について、別表第 12 に定める項目、頻度に従って評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>2 安全管理課長は、放射線業務従事者の前項の評価結果を、四半期毎（妊娠中の女子にあつては 1 月毎）に東海検査部長、核燃料取扱主務者及び所長に報告するとともに、当該放射線業務従事者に通知する。</p> <p>3 安全管理課長は、第 1 項の線量が別表第 13 に定める値 <u>(要警戒線量)</u> を超えた場合は、その原因を調査し、必要があれば適切な措置を講じ、原因の調査の結果及び講じた措置について、核燃料取扱主務者及び所長に報告する。</p> <p>(放射線測定機器の管理)</p> <p>第 40 条 安全管理課長は、別表第 14 に掲げる放射線測定機器を確保する。</p> <p>2 安全管理課長は、前項に定める放射線測定機器について、第 41 条の 3 に定める施設管理実施計画に基づいて管理するとともに、別表第 14-2 に掲げるところにより年 1 回以上使用施設等の定期的な自主検査（以下、「施設定期自主検査」という。）を行う。</p> <p>3 安全管理課長は、前項の結果異常を認めた場合は、修理又は代替品の補充等の措置を講じる。</p> <p>4 安全管理課長は、第 2 項の施設定期自主検査の結果及び前項の措置について、核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>5 放射線測定機器に係る警報装置の作動条件は、別表第 15 に掲げるとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 施設管理</p> <p>(施設管理方針及び施設管理目標の策定)</p> <p>第 41 条 所長は、使用施設等の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の実施方針を策定するとともに、この実施方針に従って達成すべき施設管理の目標を定める。</p> <p>2 所長は、前項の施設管理方針及び施設管理目標を策定、又は変更したときは、核燃料取扱主務者、東海検査部長及び各課長に通知しなければならない。</p> <p>(定量的な施設管理目標の策定)</p> <p>第 41 条の 2 分析課長及び安全管理課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、第 18 条に定める保安上特に管理を必要とする設備について、定量的な施設管理目標を策定し、東海検査部長（分析課長の場合に限る。）及び核燃料取扱主務者の同意並びに所長の承認を受けなければならない。</p> <p>(施設管理実施計画の策定)</p> <p>第 41 条の 3 各課長は、施設管理目標を達成するために所掌する施設・設備について、<u>次の事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること</u></p> <p><u>(2) 使用施設等の設計及び工事に関すること</u></p> <p><u>(3) 使用施設等の巡視に関すること</u></p> <p><u>(4) 使用施設等の点検、検査等の方法、実施頻度及び時期に関すること</u></p>	<p>・関係法令改正に伴う線量限度の変更 ※別表の変更のみ</p> <p>・記載の適正化（原因調査に係る線量の基準を明記）</p> <p>※別表の変更のみ</p> <p>※変更なし</p> <p>※変更なし</p> <p>・記載の適正化（施設管理実施計画に定める事項の追記）</p>



新旧対照表

別 添

補正前	補正後	備考
<p>2 各課長は、前項の施設管理実施計画を策定、又は変更したときは、東海検査部長（分析課長及び検査課長の場合に限る。）及び核燃料取扱主務者の同意並びに所長の承認を受けなければならない。</p> <p>（施設管理の実施） 第 41 条の 4 各課長は、所掌する施設・設備について、前条の施設管理実施計画に定めるところにより、施設管理を実施しなければならない。</p> <p>（施設管理に係る有効性評価及び改善） 第 41 条の 5 各課長は、前条の実施に際し、毎年 1 回以上有効性評価を行うとともに、有効性の評価の結果及び講じた改善措置について東海検査部長（分析課長及び検査課長の場合に限る。）、核燃料取扱主務者及び所長に報告しなければならない。</p> <p>第 41 条の 6～第 43 条の 2 変更なし ※省略</p> <p>第 8 章 核燃料物質の受払い、貯蔵、運搬</p> <p>第 44 条～第 48 条 変更なし ※省略</p> <p>第 9 章 放射性廃棄物の管理</p> <p>第 49 条～第 53 条 変更なし ※省略</p> <p>第 10 章 非常の場合に講ずべき処置</p> <p>（通報系統） <u>※条項を移動</u> 第 57 条 所長は、非常時通報連絡系統をあらかじめ定め、職員等及び協力会社員等に周知する。</p> <p>（通報） <u>※条項を移動</u> 第 58 条 使用施設等に係る非常事態の発生、又はそのおそれのあることを発見した職員等又は協力会社員等は、直ちに非常時通報連絡系統に従い通報する。 2 分析課長は、前項の通報を受けた場合、直ちに所長、核燃料取扱主務者、東海検査部長、管理課長及び安全管理課長に通報する。 3 <u>管理課長は、前項の通報を受けた場合、直ちに通報系統に従い外部関係機関に通報連絡する。</u></p>	<p><u>（5）使用施設等の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること</u> <u>（6）使用施設等の設計、工事、巡視及び点検、検査等の結果の確認及び評価の方法に関すること</u> <u>（7）前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること</u> <u>（8）使用施設等の施設管理に関する記録に関すること</u></p> <p>2 各課長は、前項の施設管理実施計画を策定、又は変更したときは、東海検査部長（分析課長及び検査課長の場合に限る。）及び核燃料取扱主務者の同意並びに所長の承認を受けなければならない。</p> <p>（施設管理の実施） 第 41 条の 4 各課長は、所掌する施設・設備について、前条の施設管理実施計画に定めるところにより、施設管理を実施しなければならない。</p> <p>（施設管理に係る有効性評価及び改善） 第 41 条の 5 各課長は、前条の実施に際し、毎年 1 回以上有効性評価を行うとともに、有効性の評価の結果及び講じた改善措置について東海検査部長（分析課長及び検査課長の場合に限る。）、核燃料取扱主務者及び所長に報告しなければならない。 <u>2 各課長は、前項の結果及び講じた改善措置に基づき、必要に応じて第 41 条の 3 に定める施設管理実施計画に反映する。</u> <u>3 所長は、前項の報告を受け、施設管理に係る有効性の評価を行い、必要に応じてその評価結果を第 41 条に定める施設管理方針及び施設管理目標に反映する。</u></p> <p>第 41 条の 6～第 43 条の 2 変更なし ※省略</p> <p>第 8 章 核燃料物質の受払い、貯蔵、運搬</p> <p>第 44 条～第 48 条 変更なし ※省略</p> <p>第 9 章 放射性廃棄物の管理</p> <p>第 49 条～第 53 条 変更なし ※省略</p> <p>第 10 章 <u>異常・</u>非常の場合に講ずべき処置</p> <p>（通報系統） 第 54 条 所長は、<u>異常時及び</u>非常時通報連絡系統をあらかじめ定め、職員等及び協力会社員等に周知する。</p> <p>（通報） 第 55 条 使用施設等に係る<u>異常・</u>非常事態の発生、又はそのおそれのあることを発見した職員等又は協力会社員等は、直ちに<u>前条に定める</u>通報連絡系統に従い通報する。 2 分析課長は、前項の通報を受けた場合、直ちに所長、核燃料取扱主務者、東海検査部長、管理課長及び安全管理課長に通報する。 3 <u>所長は、前項の通報を受けた場合、直ちに外部関係機関への通報の要否を判断し、必要と判断した</u></p>	<p>※変更なし</p> <p>・記載の適正化（各課長による施設管理実施計画（保全活動）の有効性の評価と所長による施設管理全般の有効性評価を識別して明記、評価結果の反映先を明記）</p> <p>・記載の適正化（地震・火災等の発生時に講ずべき措置を追記、条項番号の整理及び不要な句読点の削除）</p>

新旧対照表

別 添

補正前	補正後	備考
<p>(非常時の計画)</p> <p>第 54 条 所長は、東海センターの通常組織では対応できない非常時に備え、災害救助又は被害の拡大防止並びに使用施設等の機能を維持するための活動を行うための次に掲げる内容の計画をあらかじめ策定する。なお、原子力災害対策特別措置法に定める事象の発生又は進展した場合は、この規定によらずに原子力事業者防災業務計画に基づくものとする。(以下、本章において同じ。)</p> <p>(1) 可燃物の管理、公設消防への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動</p> <p>(2) 発生頻度が設計基準事故より低い事故であって、使用施設等から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合に採るべき処置に関する事項</p> <p>(3) 活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること</p> <p>(4) 活動を行うために必要な資機材に関すること。</p> <p>(5) 活動を行うために必要な体制に関すること</p> <p>2 前項の非常時対策組織には本部を置き、本部長には所長が当たる。ただし、所長が不在の場合に備えてあらかじめ代行者を定めておく。</p> <p>(非常時要員の確保)</p> <p>第 55 条 所長は、前条に定める非常時対策組織の要員をあらかじめ定めておく。</p> <p>(非常時対応資機材の整備)</p> <p>第 56 条 所長は、第 54 条の計画に基づき、非常時対策組織が活動するに当たって必要な放射線測定機器、防護具類、通信連絡機器等をあらかじめ準備しておく。</p> <p>(非常事態における活動)</p> <p>第 60 条 非常時対策組織は、第 54 条の計画に基づき、人命救助、避難誘導、非常事態の原因除去、非常事態発生時の対応及び非常事態の拡大防止に係る防護活動を行う。</p> <p>2 本部長は、前項の防護活動を行うに当たり外部関係機関に協力を要請することが適切と判断した場合には、防護活動の協力を要請する。</p> <p>第 60 条の 2～62 条 変更なし ※省略</p> <p style="text-align: center;">第 11 章 品質マネジメントシステム</p> <p>第 63 条 変更なし ※省略</p>	<p><u>場合は管理課長に通報系統に基づく外部関係機関への通報連絡を指示する。</u></p> <p><u>(異常・非常時の初動対応)</u></p> <p><u>第56条 分析課長は、前条の通報を受けた場合は、直ちに異常状態の把握に努め、必要と判断したときには核燃料物質の取扱いを停止し、異常状態の解消又は拡大防止のための応急措置を講じる。なお、当該事象が火災或いは、東海村の震度4以上の地震の場合には、各課長と連携して、鎮火後又は地震鎮静後、施設・設備等の損傷の有無を確認する。</u></p> <p><u>2 各課長は、第 6 条に定める所掌する施設・設備等の状況の把握に努めると共に、使用施設等の保安のために必要な措置を講じ、その結果について東海検査部長（分析課長及び検査課長の場合に限る。）及び核燃料取扱主務者並びに所長に報告する。</u></p> <p>(非常時の計画)</p> <p>第 57 条 所長は、東海センターの通常組織では対応できない非常時に備え、災害救助又は被害の拡大防止並びに使用施設等の機能を維持するための活動を行うための次に掲げる内容の計画をあらかじめ策定する。なお、原子力災害対策特別措置法に定める事象の発生又は進展した場合は、この規定によらずに原子力事業者防災業務計画に基づくものとする。(以下、本章において同じ。)</p> <p>(1) 可燃物の管理、公設消防への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動</p> <p>(2) 発生頻度が設計基準事故より低い事故であって、使用施設等から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合に採るべき処置に関する事項</p> <p>(3) 活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること</p> <p>(4) 活動を行うために必要な資機材に関すること</p> <p>(5) 活動を行うために必要な体制に関すること</p> <p>2 前項の非常時対策組織には本部を置き、本部長には所長が当たる。ただし、所長が不在の場合に備えてあらかじめ代行者を定めておく。</p> <p>(非常時要員の確保)</p> <p>第 58 条 所長は、前条に定める非常時対策組織の要員をあらかじめ定めておく。</p> <p>(非常時対応資機材の整備)</p> <p>第 59 条 所長は、第 57 条の計画に基づき、非常時対策組織が活動するに当たって必要な放射線測定機器、防護具類、通信連絡機器等をあらかじめ準備しておく。</p> <p>(非常事態における活動)</p> <p>第 60 条 非常時対策組織は、第 57 条の計画に基づき、人命救助、避難誘導、非常事態の原因除去、非常事態発生時の対応及び非常事態の拡大防止に係る防護活動を行う。</p> <p>2 本部長は、前項の防護活動を行うに当たり外部関係機関に協力を要請することが適切と判断した場合には、防護活動の協力を要請する。</p> <p>第 60 条の 2～62 条 変更なし ※省略</p> <p style="text-align: center;">第 11 章 品質マネジメントシステム</p> <p>第 63 条 変更なし ※省略</p>	<p>・記載の適正化（主語の明確化、品管規則解釈の要求事項の追</p>

新旧対照表

別 添

補正前	補正後	備考
<p>第 64 条 品質マネジメントシステム</p> <p>1 一般事項</p> <p>(1) <u>東海センター</u>は、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮し、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。</p> <p>① 使用施設等、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度</p> <p>② 使用施設等若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</p> <p>③ 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響</p> <p>(2) <u>東海センター</u>は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定する。決定に際しては、保安活動の重要度に応じて次に掲げる事項を考慮する。</p> <p>① プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果の明確化。</p> <p>② プロセスの順序及び相互の関係の明確化。</p> <p>③ プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準の明確化。</p> <p>④ プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制の確保（責任及び権限の明確化を含む。）</p> <p>⑤ プロセスの運用状況の監視測定、分析。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</p> <p>⑥ プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を講ずること。</p> <p>⑦ プロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</p> <p>⑧ 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。</p> <p>2 品質マネジメントシステムの文書</p> <p>2.1 文書化</p> <p><u>東海センター</u>は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、運用する。</p> <p>① 品質方針及び品質目標</p> <p>② 品質マネジメントシステムを規定する文書（以下「保安品質マニュアル」という。）</p> <p>③ 品質マネジメントシステムの計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書（手順書、指示書、図面等（以下「手順書等」という。））</p> <p>2.2 保安品質マニュアル</p> <p><u>東海センター</u>は、保安品質マニュアルに、次に掲げる事項を定める。</p> <p>① 使用施設等に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）</p> <p>② 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</p> <p>③ 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項</p>	<p>第 64 条 品質マネジメントシステム</p> <p>1 一般事項</p> <p>(1) <u>所長</u>は、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮し、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。</p> <p>① 使用施設等、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度</p> <p>② 使用施設等若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</p> <p>③ 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響</p> <p>(2) <u>東海センターの品質マネジメントシステムを管理する責任者（以下「品質マネジメントシステム管理責任者」という。）</u>は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定する。決定に際しては、保安活動の重要度に応じて次に掲げる事項を考慮する。</p> <p>① プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果の明確化。</p> <p>② <u>組織内のプロセス間の相互関係を含む</u>プロセスの順序及び相互の関係の明確化。</p> <p>③ プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。<u>この指標には、「原子力規制検査等に関する規則」第 5 条に規定する安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く）を含む。</u>）並びに当該指標に係る判定基準の明確化。</p> <p>④ プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制の確保（責任及び権限の明確化を含む。）</p> <p>⑤ プロセスの運用状況の監視測定、分析。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</p> <p>⑥ プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置<u>（プロセスの変更を含む）</u>を講ずること。</p> <p>⑦ プロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</p> <p>⑧ 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。<u>（セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。）</u></p> <p>2 品質マネジメントシステムの文書</p> <p>2.1 文書化</p> <p><u>理事長、所長、品質マネジメントシステム管理責任者、核燃料取扱主務者、東海検査部長及び各課長</u>は、<u>職位に従い</u>、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、運用する。</p> <p>① 品質方針及び品質目標</p> <p>② 品質マネジメントシステムを規定する文書（以下「保安品質マニュアル」という。）</p> <p>③ 品質マネジメントシステムの計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書（手順書、指示書、図面等（以下「手順書等」という。））</p> <p>2.2 保安品質マニュアル</p> <p><u>品質マネジメントシステム管理責任者</u>は、保安品質マニュアルに、次に掲げる事項を定める。</p> <p>① 使用施設等に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）</p> <p>② 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</p> <p>③ 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項</p>	<p>記)</p>

新旧対照表

別 添

補正前	補正後	備考
<p>④ 品質マネジメントシステムの適用範囲</p> <p>⑤ 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報</p> <p>⑥ プロセスの相互の関係</p> <p>2.3 文書の管理</p> <p>(1) <u>東海センター</u>は、保安品質マニュアル、その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）を管理する。</p> <p>(2) <u>東海センター</u>は、職員等が判断及び決定をするに当たり、次に掲げる事項を定めた手順書等を作成する。</p> <p>① 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認する。</p> <p>② 品質マネジメント文書の改訂の必要性について明確にする、又は評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する。</p> <p>③ 品質マネジメント文書の審査及び評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部署の職員等を参画させる。</p> <p>④ 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにする。</p> <p>⑤ 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保する。</p> <p>⑥ 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにする。</p> <p>⑦ 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理する。</p> <p>⑧ 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止する。廃止した文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理する。</p> <p>2.4 記録の管理</p> <p>(1) <u>東海センター</u>は、個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</p> <p>(2) <u>東海センター</u>は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた手順書等を作成する。</p> <p>第 65 条 経営責任者等の責任</p> <p>1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ</p> <p>理事長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによつて実証する。</p> <p>① 品質方針を定める。</p> <p>② 品質目標が定められているようにする。</p> <p>③ 職員等が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにする。</p> <p>④ マネジメントレビューを実施する。</p>	<p>④ 品質マネジメントシステムの適用範囲</p> <p>⑤ 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報</p> <p>⑥ プロセスの相互の関係</p> <p>2.3 文書の管理</p> <p>(1) <u>品質マネジメントシステム管理責任者、核燃料取扱主務者及び各課長</u>は、<u>職位に応じ、以下の事項を含めて</u>、保安品質マニュアル、その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）を管理する。</p> <p><u>① 組織として承認されていない文書の使用又は適切でない変更の防止</u></p> <p><u>② 文書の組織外への流出等の防止</u></p> <p><u>③ 文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持</u></p> <p>(2) <u>品質マネジメントシステム管理責任者</u>は、職員等が判断及び決定をするに当たり、次に掲げる事項を定めた手順書等を作成する。</p> <p>① 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認する。</p> <p>② 品質マネジメント文書の改訂の必要性について明確にする、又は評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する。<u>文書の改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報を確認できるように維持する。</u></p> <p>③ 品質マネジメント文書の審査及び評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部署の職員等を参画させる。</p> <p>④ 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにする。</p> <p>⑤ 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保する。</p> <p>⑥ 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにする。</p> <p>⑦ 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理する。</p> <p>⑧ 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止する。廃止した文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理する。</p> <p>2.4 記録の管理</p> <p>(1) <u>品質マネジメントシステム管理責任者及び各課長</u>は、個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</p> <p>(2) <u>品質マネジメントシステム管理責任者</u>は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた手順書等を作成する。</p> <p>第 65 条 経営責任者等の責任</p> <p>1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ</p> <p>理事長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによつて実証する。</p> <p>① 品質方針を定める。</p> <p>② 品質目標が定められているようにする。</p> <p>③ 職員等が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにする。</p> <p>④ マネジメントレビューを実施する。</p>	

新旧対照表

別 添

補正前	補正後	備考
<p>⑤ 資源が利用できる体制を確保する。</p> <p>⑥ 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を職員等に周知する。</p> <p>⑦ 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを職員等に認識させる。</p> <p>⑧ 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</p> <p>2 原子力の安全の確保の重視 理事長は、東海センターの意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</p> <p>3 品質方針 理事長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。</p> <p>① 東海センターの目的及び状況に対して適切なものであること。</p> <p>② 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に理事長が責任を持って関与すること。</p> <p>③ 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。</p> <p>④ 職員等に周知され、理解されていること。</p> <p>⑤ 品質マネジメントシステムの継続的な改善に理事長が責任を持って関与すること。</p> <p>4 品質目標 理事長は、所長に品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）を定めさせる。品質目標は、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合性がとれているものとする。</p> <p>5 品質マネジメントシステムの計画 (1) 理事長は、品質マネジメントシステムの計画に必要となる保安品質マニュアルが策定されているようにする。 (2) 理事長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>① 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果</p> <p>② 品質マネジメントシステムの実効性の維持</p> <p>③ 資源の利用可能性</p> <p>④ 責任及び権限の割当て</p> <p>6 責任及び権限 6.1 組織の責任及び権限 理事長は、東海センターの各部署の責任及び権限並びに部署間の業務の手順を定めさせ、関係する職員等が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p>	<p>⑤ 資源が利用できる体制を確保する。</p> <p>⑥ 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を職員等に周知する。</p> <p>⑦ 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを職員等に認識させる。</p> <p>⑧ 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</p> <p>2 原子力の安全の確保の重視 理事長は、東海センターの意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</p> <p>3 品質方針 理事長は、<u>「品質方針」が次に掲げる事項に適合しているようにする。「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。</u></p> <p>① 東海センターの目的及び状況に対して適切なもので<u>あり、組織の運営に関する方針と整合的なものであることを含む。</u></p> <p>② 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に理事長が責任を持って関与すること。</p> <p>③ 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。</p> <p>④ 職員等に周知され、理解されていること。</p> <p>⑤ 品質マネジメントシステムの継続的な改善に理事長が責任を持って関与すること。</p> <p>4 品質目標 理事長は、所長に品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）を定めさせる。品質目標は、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合性がとれているものとする<u>と共に、当該目標を達成するための計画として、実施事項、必要な資源、実施責任者、実施事項の完了時期、達成結果の評価方法を含めるものとする。</u></p> <p>5 品質マネジメントシステムの計画 (1) 理事長は、品質マネジメントシステムの計画に必要となる保安品質マニュアルが策定されているようにする。 (2) 理事長は、品質マネジメントシステムの変更（<u>プロセス及び組織の変更、累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む</u>）が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>① 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果（<u>変更による原子力安全への影響の程度の分析及び評価、並びにこれらに基づき講じた措置を含む</u>）</p> <p>② 品質マネジメントシステムの実効性の維持</p> <p>③ 資源の利用可能性</p> <p>④ 責任及び権限の割当て</p> <p>6 責任及び権限 6.1 組織の責任及び権限 理事長は、東海センターの各部署の責任（<u>第6条に掲げる職務に応じて実施する東海センター内外への保安活動の内容についての説明責任を含む。</u>）及び権限並びに部署間の業務の手順を定めさせ、関係する職員等が責任を持って業務（<u>情報の伝達を含む。</u>）を遂行できるようにする。</p>	

新旧対照表

別 添

補正前	補正後	備考
<p>6.2 品質マネジメントシステム管理責任者                      理事長は、<u>東海センターの品質マネジメントシステムを管理する責任者</u>（以下「品質マネジメントシステム管理責任者」という。）に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。                      ① プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。                      ② 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、理事長に報告する。                      ③ 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにする。                      ④ 関係法令を遵守する。</p> <p>6.3 管理者                      (1) 理事長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。                      ① 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。                      ② 職員等の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにする。                      ③ 個別業務の実施状況に関する評価を行う。                      ④ 健全な安全文化を育成し、及び維持する。                      ⑤ 関係法令を遵守する。                      (2) 管理者は、(1)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。                      ① 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。                      ② 職員等が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。                      ③ 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する職員等に確実に伝達する。                      ④ 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を職員等に定着させるとともに、職員等が、積極的に使用施設等の保安に関する問題の報告を行えるようにする。                      ⑤ 職員等が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。                      (3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>7 内部コミュニケーション                      理事長は、所長に内部の情報が適切に伝達される仕組みを確立させ、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報を確実に伝達させる。</p> <p>8 マネジメントレビュー                      8.1 マネジメントレビューの実施                      理事長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>8.2 マネジメントレビューへのインプット  <u>東海センター</u>は、マネジメントレビューにおいて、次に掲げるインプット情報を報告する。                      ① 内部監査の結果</p>	<p>6.2 品質マネジメントシステム管理責任者                      理事長は、品質マネジメントシステム管理責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。                      ① プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。                      ② 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、理事長に報告する。                      ③ 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにする。                      ④ 関係法令を遵守する。</p> <p>6.3 管理者                      (1) 理事長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。                      ① 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。                      ② 職員等の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにする。                      ③ 個別業務の実施状況に関する評価を行う。                      ④ 健全な安全文化を育成し、及び維持する。                      ⑤ 関係法令を遵守する。                      (2) 管理者は、(1)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。                      ① 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。                      ② 職員等が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。                      ③ 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する職員等に確実に伝達する。                      ④ 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を職員等に定着させるとともに、職員等が、積極的に使用施設等の保安に関する問題の報告を行えるようにする。                      ⑤ 職員等が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。                      (3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価（<u>安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。</u>）を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>7 内部コミュニケーション                      理事長は、所長に内部の情報が適切に伝達される仕組みを確立させ、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報を確実に伝達させる。</p> <p>8 マネジメントレビュー                      8.1 マネジメントレビューの実施                      理事長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>8.2 マネジメントレビューへのインプット  <u>品質マネジメントシステム管理責任者</u>は、マネジメントレビューにおいて、次に掲げるインプット情報を報告する。                      ① 内部監査の結果</p>	

新旧対照表

別 添

補正前	補正後	備考
<p>② 組織の外部の者の意見</p> <p>③ プロセスの運用状況</p> <p>④ 使用前検査及び自主検査等の結果</p> <p>⑤ 品質目標の達成状況</p> <p>⑥ 健全な安全文化の育成及び維持の状況</p> <p>⑦ 関係法令の遵守状況</p> <p>⑧ 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況</p> <p>⑨ 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置</p> <p>⑩ 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</p> <p>⑪ 部署又は職員等からの改善のための提案</p> <p>⑫ 資源の妥当性</p> <p>⑬ 保安活動の改善のために講じた措置の実効性</p> <p>8.3 マネジメントレビューからのアウトプット</p> <p>(1) <u>東海センター</u>は、マネジメントレビューからのアウトプットを受けて、次に掲げる事項について決定する。</p> <p>① 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善</p> <p>② 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善</p> <p>③ 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</p> <p>④ 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善</p> <p>⑤ 関係法令の遵守に関する改善</p> <p>(2) <u>東海センター</u>は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) <u>東海センター</u>は、(1) の決定をした事項について、必要な措置を講じる。</p> <p>第66条 資源の管理</p> <p>1 資源の確保</p> <p>(1) <u>東海センター</u>は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。</p> <p>① 要員</p> <p>② 個別業務に必要な施設、設備及びインフラストラクチャ</p> <p>③ 作業環境</p> <p>④ その他必要な資源</p> <p>(2) <u>東海センター</u>は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p> <p>2 職員等の力量の確保及び教育訓練</p>	<p>② 組織の外部の者の意見 (<u>外部監査を受けた場合は外部監査の結果(安全文化の外部評価を含む。)、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。)</u>)</p> <p>③ プロセスの運用状況</p> <p>④ 使用前検査及び自主検査等の結果</p> <p>⑤ 品質目標の達成状況</p> <p>⑥ 健全な安全文化の育成及び維持の状況 (<u>内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価結果を含む。)</u>)</p> <p>⑦ 関係法令の遵守状況</p> <p>⑧ 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況 (<u>組織の内外で得られた知見(技術的な進捗により得られたものを含む。)</u>並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)</p> <p>⑨ 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置</p> <p>⑩ 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</p> <p>⑪ 部署又は職員等からの改善のための提案</p> <p>⑫ 資源の妥当性</p> <p>⑬ 保安活動の改善のために講じた措置の実効性 (<u>品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)</u>)</p> <p>8.3 マネジメントレビューからのアウトプット</p> <p>(1) <u>品質マネジメントシステム管理責任者</u>は、マネジメントレビューからのアウトプットを受けて、次に掲げる事項について決定する。</p> <p>① 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善</p> <p>② 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善</p> <p>③ 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</p> <p>④ 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善 (<u>安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。)</u>)</p> <p>⑤ 関係法令の遵守に関する改善</p> <p>(2) <u>品質マネジメントシステム管理責任者</u>は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) <u>所長、品質マネジメントシステム管理責任者、東海検査部長及び各課長</u>は、(1) の決定をした事項について、必要な措置を講じる。</p> <p>第66条 資源の管理</p> <p>1 資源の確保</p> <p>(1) <u>理事長及び所長</u>は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源 (<u>組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源(組織の外部から調達する者を含む。)</u>)を明確に定め、これを確保し、及び管理する。</p> <p>① 要員</p> <p>② 個別業務に必要な施設、設備及びインフラストラクチャ</p> <p>③ 作業環境 (<u>作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。)</u>)</p> <p>④ その他必要な資源</p> <p>(2) <u>所長</u>は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p> <p>2 職員等の力量の確保及び教育訓練</p>	

新旧対照表

別 添

補正前	補正後	備考
<p>(1) <u>東海センター</u>は、個別業務の実施に当たり必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）を有した者を要員に充てる。</p> <p>(2) <u>東海センター</u>は、職員等の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。</p> <p>① 職員等にどのような力量が必要かを 明確に定める。</p> <p>② 職員等の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずる。</p> <p>③ ②の措置の実効性を評価する。</p> <p>④ 職員等が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにする。</p> <p>(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献</p> <p>(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</p> <p>(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</p> <p>⑤ 職員等の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>第 67 条 個別業務に関する計画及び実施</p> <p>1 個別業務の計画</p> <p>1.1 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>(1) <u>東海センター</u>は、保安活動の重要度に応じて個別業務に必要なプロセスについて、計画（以下「個別業務計画」という。）を策定するとともに、そのプロセスを確立する。</p> <p>(2) <u>東海センター</u>は、(1) の計画と関連するプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。</p> <p>(3) <u>東海センター</u>は、個別業務計画の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>① 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果</p> <p>② 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項</p> <p>③ 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源</p> <p>④ 使用前検査、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）</p> <p>⑤ 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</p> <p>(4) <u>東海センター</u>は、策定した個別業務計画について、その個別業務の作業方法に適したものとする。</p> <p>1.2 個別業務等要求事項として明確にすべき事項</p> <p><u>東海センター</u>は、次に掲げる事項を考慮して個別業務等要求事項として明確に定める。</p> <p>① 機器等又は個別業務に必要な要求事項（組織の外部の者が明確に示してはいないものも含む）</p> <p>② 関係法令</p> <p>③ ①及び②に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項</p>	<p>(1) <u>所長、品質マネジメントシステム管理責任者、東海検査部長及び各課長</u>は、個別業務の実施に当たり必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。）を有した者を要員に充てる。<u>（「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。）</u></p> <p>(2) <u>所長、品質マネジメントシステム管理責任者、東海検査部長及び各課長</u>は、職員等の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。</p> <p>① 職員等にどのような力量が必要かを 明確に定める。</p> <p>② 職員等の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずる。<u>（必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。）</u></p> <p>③ ②の措置の実効性を評価する。</p> <p>④ 職員等が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにする。</p> <p>(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献</p> <p>(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</p> <p>(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</p> <p>⑤ 職員等の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>第 67 条 個別業務に関する計画及び実施</p> <p>1 個別業務の計画</p> <p>1.1 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>(1) <u>所長、品質マネジメントシステム管理責任者、東海検査部長及び各課長</u>は、保安活動の重要度に応じて個別業務に必要なプロセスについて、計画（以下「個別業務計画」という。）を、<u>第 64 条 1 (1) ③の事項を考慮して</u>策定するとともに、そのプロセスを確立する。</p> <p>(2) <u>所長、品質マネジメントシステム管理責任者、東海検査部長及び各課長</u>は、(1) の計画と関連するプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性<u>（業務の計画を変更する場合を含む）</u>を確保する。</p> <p>(3) <u>所長、品質マネジメントシステム管理責任者、東海検査部長及び各課長</u>は、個別業務計画の策定又は変更<u>（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）</u>を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>① 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果<u>（変更による原子力安全への影響の程度の分析及び評価、並びにこれらに基づき講じた措置を含む）</u></p> <p>② 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項</p> <p>③ 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源</p> <p>④ 使用前検査、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）</p> <p>⑤ 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</p> <p>(4) <u>所長、品質マネジメントシステム管理責任者、東海検査部長及び各課長</u>は、策定した個別業務計画について、その個別業務の作業方法に適したものとする。</p> <p>1.2 個別業務等要求事項として明確にすべき事項</p> <p><u>所長、品質マネジメントシステム管理責任者、東海検査部長及び各課長</u>は、次に掲げる事項を考慮して個別業務等要求事項として明確に定める。</p> <p>① 機器等又は個別業務に必要な要求事項（組織の外部の者が明確に示してはいないものも含む）</p> <p>② 関係法令</p> <p>③ ①及び②に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項</p>	



新旧対照表

別 添

補正前	補正後	備考
<p>1.3 個別業務等要求事項の審査</p> <p>(1) <u>東海センター</u>は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。</p> <p>(2) <u>東海センター</u>は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。</p> <p>① 当該個別業務等要求事項が定められていること。</p> <p>② 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。</p> <p>③ 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。</p> <p>(3) <u>東海センター</u>は、(1) の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) <u>東海センター</u>は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する職員等に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</p> <p>2 外部とのコミュニケーション</p> <p><u>東海センター</u>は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。</p> <p>3 設計開発</p> <p>3.1 設計開発計画</p> <p>(1) <u>東海センター</u>は、保安活動の重要度に応じて、設計開発（専ら使用施設等において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理する。</p> <p>(2) <u>東海センター</u>は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を考慮して明確にする。</p> <p>① 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度</p> <p>② 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</p> <p>③ 設計開発に係る部署及び要員の責任及び権限</p> <p>④ 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源</p> <p>(3) <u>東海センター</u>は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。</p> <p>(4) <u>東海センター</u>は、(1) により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。</p> <p>3.2 設計開発へのインプット</p>	<p>1.3 個別業務等要求事項の審査</p> <p>(1) <u>所長、品質マネジメントシステム管理責任者、東海検査部長及び各課長</u>は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。</p> <p>(2) <u>所長、品質マネジメントシステム管理責任者、東海検査部長及び各課長</u>は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。</p> <p>① 当該個別業務等要求事項が定められていること。</p> <p>② 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。</p> <p>③ 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。</p> <p>(3) <u>所長、品質マネジメントシステム管理責任者、東海検査部長及び各課長</u>は、(1) の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) <u>所長、品質マネジメントシステム管理責任者、東海検査部長及び各課長</u>は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する職員等に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</p> <p>2 外部とのコミュニケーション</p> <p><u>所長、品質マネジメントシステム管理責任者、東海検査部長及び各課長</u>は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、<u>次の事項を含む</u>実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。</p> <p>① <u>組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法</u></p> <p>② <u>予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法</u></p> <p>③ <u>原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法</u></p> <p>④ <u>原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</u></p> <p>3 設計開発</p> <p>3.1 設計開発計画</p> <p>(1) 設計開発（<u>設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含む。原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定のほか、重要な変更がある場合も含む。</u>）を担当する課長（以下、「<u>担当課長</u>」という。）は、保安活動の重要度に応じて、設計開発（専ら使用施設等において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。<u>設計開発計画には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（第64条1(1)③）の事項を考慮して行うものを含む。</u>）を行うことを含む。）を策定するとともに、設計開発を管理する。</p> <p>(2) <u>担当課長</u>は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を考慮して明確にする。</p> <p>① 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度</p> <p>② 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</p> <p>③ 設計開発に係る部署及び要員の責任及び権限</p> <p>④ 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源</p> <p>(3) <u>所長、品質マネジメントシステム管理責任者、東海検査部長及び各課長</u>は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。</p> <p>(4) <u>担当課長</u>は、(1) により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。</p> <p>3.2 設計開発へのインプット</p>	

新旧対照表

別 添

補正前	補正後	備考
<p>(1) <u>東海センター</u>は、個別業務等要求事項として設計開発に用いるインプット情報として、次に掲げるものを明確にし、当該情報に係る記録を作成し、管理する。</p> <p>① 機能及び性能に係る要求事項</p> <p>② 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>③ 関係法令</p> <p>④ その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>(2) <u>東海センター</u>は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p> <p>3.3 設計開発からのアウトプット</p> <p>(1) <u>東海センター</u>は、設計開発からのアウトプット情報を、設計開発のインプット情報と対比して検証することができる形式により管理する。</p> <p>(2) <u>東海センター</u>は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。</p> <p>(3) <u>東海センター</u>は、設計開発からのアウトプット情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>① 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。</p> <p>② 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。</p> <p>③ 合否判定基準を含むものであること。</p> <p>④ 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> <p>3.4 設計開発レビュー</p> <p>(1) <u>東海センター</u>は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。</p> <p>① 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>② 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>(2) <u>東海センター</u>は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部署の代表者及び必要に応じ当該設計開発に係る専門家を参加させる。</p> <p>(3) <u>東海センター</u>は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>3.5 設計開発の検証</p> <p>(1) <u>東海センター</u>は、設計開発からのアウトプットがインプットの個別業務等要求事項に適合していることを確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。</p> <p>(2) <u>東海センター</u>は、(1) の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) <u>東海センター</u>は、当該設計開発を行った要員に (1) の検証をさせない。</p> <p>3.6 設計開発の妥当性確認</p> <p>(1) <u>東海センター</u>は、設計開発の結果として得られる機器等、又は個別業務がその要求事項を満たしていることを確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下「設計開発妥当性確認」という。）を実施する。</p> <p>(2) <u>東海センター</u>は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。</p>	<p>(1) <u>担当課長</u>は、個別業務等要求事項として設計開発に用いるインプット情報として、次に掲げるものを明確にし、当該情報に係る記録を作成し、管理する。</p> <p>① 機能及び性能に係る要求事項</p> <p>② 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>③ 関係法令</p> <p>④ その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>(2) <u>所長</u>は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p> <p>3.3 設計開発からのアウトプット</p> <p>(1) <u>担当課長</u>は、設計開発からのアウトプット情報を、設計開発のインプット情報と対比して検証することができる形式により管理する。</p> <p>(2) <u>担当課長</u>は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。</p> <p>(3) <u>担当課長</u>は、設計開発からのアウトプット情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>① 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。</p> <p>② 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。</p> <p>③ 合否判定基準を含むものであること。</p> <p>④ 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> <p>3.4 設計開発レビュー</p> <p>(1) <u>担当課長</u>は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。</p> <p>① 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>② 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>(2) <u>所長</u>は、設計開発レビューには、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部署の代表者及び必要に応じ当該設計開発に係る専門家を参加させる。</p> <p>(3) <u>担当課長</u>は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>3.5 設計開発の検証</p> <p>(1) <u>担当課長</u>は、設計開発からのアウトプットがインプットの個別業務等要求事項に適合していることを確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。</p> <p>(2) <u>担当課長</u>は、(1) の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) <u>所長</u>は、当該設計開発を行った要員に (1) の検証をさせない。</p> <p>3.6 設計開発の妥当性確認</p> <p>(1) <u>担当課長</u>は、設計開発の結果として得られる機器等、又は個別業務がその要求事項を満たしていることを確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下「設計開発妥当性確認」という。）を実施する。</p> <p>(2) <u>担当課長</u>は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。<u>ただし、当該機器等において、設置後でなければ妥当性確認ができない場合には、当該機器等の供用開始前に行う。</u></p>	

新旧対照表

別 添

補正前	補正後	備考
<p>(3) <u>東海センター</u>は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>3.7 設計開発の変更の管理</p> <p>(1) <u>東海センター</u>は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) <u>東海センター</u>は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。</p> <p>(3) <u>東海センター</u>は、(2) の審査において、設計開発の変更が使用施設等に及ぼす影響の評価（当該使用施設等を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。</p> <p>(4) <u>東海センター</u>は、(2) の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>4 調達</p> <p>4.1 調達プロセス</p> <p>(1) <u>東海センター</u>は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合していることを確認する。</p> <p>(2) <u>東海センター</u>は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。</p> <p>(3) <u>東海センター</u>は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</p> <p>(4) <u>東海センター</u>は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る基準を定める。</p> <p>(5) <u>東海センター</u>は、(3) の評価の結果の記録及び必要に応じて当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(6) <u>東海センター</u>は、調達物品等に係る個別業務を計画する際には、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（使用施設等の保安に係るものに限る。）の取得及び必要に応じて当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。</p> <p>4.2 調達物品等要求事項</p> <p>(1) <u>東海センター</u>は、調達物品等要求事項を明確化し、必要に応じて次の該当するものを含める。</p> <p>① 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</p> <p>② 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</p> <p>③ 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>④ 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項</p> <p>⑤ 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</p> <p>⑥ 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p>	<p>(3) <u>担当課長</u>は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>3.7 設計開発の変更の管理</p> <p>(1) <u>担当課長</u>は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) <u>所長</u>は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。</p> <p>(3) <u>担当課長</u>は、(2) の審査において、設計開発の変更が使用施設等に及ぼす影響の評価（当該使用施設等を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。</p> <p>(4) <u>担当課長</u>は、(2) の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>4 調達</p> <p>4.1 調達プロセス</p> <p>(1) <u>所長、品質マネジメントシステム管理責任者、東海検査部長及び各課長</u>は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合していることを確認する。</p> <p>(2) <u>所長、品質マネジメントシステム管理責任者、東海検査部長及び各課長</u>は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。<u>なお、力量を有する者を組織の外部から確保する際の外部への業務委託の範囲を「手順書等」に定める。</u></p> <p>(3) <u>所長、品質マネジメントシステム管理責任者、東海検査部長及び各課長</u>は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</p> <p>(4) <u>所長、品質マネジメントシステム管理責任者、東海検査部長及び各課長</u>は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る基準を定める。</p> <p>(5) <u>各課長</u>は、(3) の評価の結果の記録及び必要に応じて当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(6) <u>所長、品質マネジメントシステム管理責任者、東海検査部長及び各課長</u>は、調達物品等に係る個別業務を計画する際には、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（使用施設等の保安に係るものに限る。）の取得及び必要に応じて当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。</p> <p>4.2 調達物品等要求事項</p> <p>(1) <u>所長、品質マネジメントシステム管理責任者、東海検査部長及び各課長</u>は、調達物品等要求事項を明確化し、必要に応じて次の該当するものを含める。</p> <p>① 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</p> <p>② 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</p> <p>③ 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>④ 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項<u>（不適合の報告には偽造品又は模造品等の報告を含む。）</u></p> <p>⑤ 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</p> <p>⑥ 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p>	

新旧対照表

別 添

補正前	補正後	備考
<p>⑦ その他調達物品等に必要な要求事項</p> <p>(2) <u>東海センター</u>は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前検査その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。</p> <p>(3) <u>東海センター</u>は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。</p> <p>(4) <u>東海センター</u>は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>4.3 調達物品等の検証</p> <p>(1) <u>東海センター</u>は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p> <p>(2) <u>東海センター</u>は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。</p> <p>5 個別業務の実施</p> <p>5.1 個別業務の管理</p> <p>(1) <u>東海センター</u>は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。</p> <p>① 使用施設等の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。</p> <p>② 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。</p> <p>③ 当該個別業務に見合う設備を使用していること。</p> <p>④ 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。</p> <p>⑤ 第 68 条第 4 項に定める監視測定を実施していること。</p> <p>⑥ 品質管理に関する事項に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</p> <p>(2) <u>東海センター</u>は、機器等又は個別業務要求事項への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。</p> <p>5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) <u>東海センター</u>は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。</p> <p>(2) <u>東海センター</u>は、(1) のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることを確認する。</p> <p>(3) <u>東海センター</u>は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) <u>東海センター</u>は、(1) の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。</p>	<p>⑦ その他調達物品等に必要な要求事項</p> <p>(2) <u>所長、品質マネジメントシステム管理責任者、東海検査部長及び各課長</u>は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前検査その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。</p> <p>(3) <u>所長、品質マネジメントシステム管理責任者、東海検査部長及び各課長</u>は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。</p> <p>(4) <u>所長、品質マネジメントシステム管理責任者、東海検査部長及び各課長</u>は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>4.3 調達物品等の検証</p> <p>(1) <u>所長、品質マネジメントシステム管理責任者、東海検査部長及び各課長</u>は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p> <p>(2) <u>所長、品質マネジメントシステム管理責任者、東海検査部長及び各課長</u>は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。</p> <p>5 個別業務の実施</p> <p>5.1 個別業務の管理</p> <p>(1) <u>所長、品質マネジメントシステム管理責任者、東海検査部長及び各課長</u>は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。</p> <p>① 使用施設等の保安のために必要な情報（<u>保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性、及び当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果を含む。</u>）が利用できる体制にあること。</p> <p>② 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。</p> <p>③ 当該個別業務に見合う設備を使用していること。</p> <p>④ 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。</p> <p>⑤ 第 68 条第 4 項に定める監視測定を実施していること。</p> <p>⑥ 品質管理に関する事項に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</p> <p>(2) <u>所長、品質マネジメントシステム管理責任者、東海検査部長及び各課長</u>は、機器等又は個別業務要求事項への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。</p> <p>5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) <u>所長、品質マネジメントシステム管理責任者、東海検査部長及び各課長</u>は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。</p> <p>(2) <u>所長、品質マネジメントシステム管理責任者、東海検査部長及び各課長</u>は、(1) のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることを確認する。</p> <p>(3) <u>各課長</u>は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) <u>所長、品質マネジメントシステム管理責任者、東海検査部長及び各課長</u>は、(1) の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められ</p>	

新旧対照表

別 添

補正前	補正後	備考
<p>① 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準</p> <p>② 妥当性確認に用いる設備の承認及び職員等の力量を確認する方法</p> <p>③ 妥当性確認の方法</p> <p>5.3 識別管理及びトレーサビリティ</p> <p>(1) <u>東海センター</u>は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。</p> <p>(2) <u>東海センター</u>は、トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</p> <p>5.4 組織の外部の者の物品</p> <p><u>東海センター</u>は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。</p> <p>5.5 調達物品の管理</p> <p><u>東海センター</u>は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）する。</p> <p>5.6 監視測定のための設備の管理</p> <p>(1) <u>東海センター</u>は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備・機器を明確に定める。</p> <p>(2) <u>東海センター</u>は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。</p> <p>(3) <u>東海センター</u>は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備・機器を、次の該当する事項に適合するものとする。</p> <p>① あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされていること。</p> <p>② 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。</p> <p>③ 所要の調整がなされていること。</p> <p>④ 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。</p> <p>⑤ 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。</p> <p>(4) <u>東海センター</u>は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。</p> <p>(5) <u>東海センター</u>は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。</p> <p>(6) <u>東海センター</u>は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(7) <u>東海センター</u>は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていること</p>	<p>るものを除く。）を明確にする。</p> <p>① 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準</p> <p>② 妥当性確認に用いる設備の承認及び職員等の力量を確認する方法</p> <p>③ 妥当性確認の方法（<u>妥当性確認には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。</u>）</p> <p>5.3 識別管理及びトレーサビリティ</p> <p>(1) <u>所長、品質マネジメントシステム管理責任者、東海検査部長及び各課長</u>は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。</p> <p>(2) <u>所長、品質マネジメントシステム管理責任者、東海検査部長及び各課長</u>は、トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</p> <p>5.4 組織の外部の者の物品</p> <p><u>所長、品質マネジメントシステム管理責任者、東海検査部長及び各課長</u>は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。</p> <p>5.5 調達物品の管理</p> <p><u>所長、品質マネジメントシステム管理責任者、東海検査部長及び各課長</u>は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）する。</p> <p>5.6 監視測定のための設備の管理</p> <p>(1) <u>安全管理課長及び分析課長</u>は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備・機器を明確に定める。</p> <p>(2) <u>安全管理課長及び分析課長</u>は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。</p> <p>(3) <u>安全管理課長及び分析課長</u>は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備・機器を、次の該当する事項に適合するものとする。</p> <p>① あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされていること。</p> <p>② 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。</p> <p>③ 所要の調整がなされていること。</p> <p>④ 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。</p> <p>⑤ 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。</p> <p>(4) <u>安全管理課長及び分析課長</u>は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。</p> <p>(5) <u>安全管理課長及び分析課長</u>は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。</p> <p>(6) <u>安全管理課長及び分析課長</u>は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(7) <u>安全管理課長及び分析課長</u>は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、そ</p>	

新旧対照表

別 添

補正前	補正後	備考
<p>を確認する。</p> <p>第 68 条 評価及び改善</p> <p>1 監視測定、分析、評価及び改善</p> <p>(1) <u>東海センター</u>は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。</p> <p>(2) <u>東海センター</u>は、職員等が (1) の監視測定の結果を利用できるようにする。</p> <p>2 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) <u>東海センター</u>は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。</p> <p>(2) <u>東海センター</u>は、(1) の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。</p> <p>3 内部監査</p> <p>(1) <u>東海センター</u>は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う職員等その他の体制により内部監査を実施する。</p> <p>① 品質管理に関する事項に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>② 実効性のある実施及び実効性の維持</p> <p>(2) <u>東海センター</u>は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。</p> <p>(3) <u>東海センター</u>は、内部監査の対象となり得る部署、個別業務、プロセスその他の領域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。</p> <p>(4) <u>東海センター</u>は、内部監査を行う職員等（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。</p> <p>(5) <u>東海センター</u>は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</p> <p>(6) <u>東海センター</u>は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を手順書等に定める。</p> <p>(7) <u>東海センター</u>は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</p> <p>(8) <u>東海センター</u>は、不適合が発見された場合には、(7) の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。</p> <p>4 プロセスの監視測定</p> <p>(1) <u>東海センター</u>は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。</p>	<p>の初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。</p> <p>第 68 条 評価及び改善</p> <p>1 監視測定、分析、評価及び改善</p> <p>(1) <u>所長、品質マネジメントシステム管理責任者、東海検査部長及び各課長</u>は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス（<u>取り組むべき改善に係る部署の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。</u>）を計画し、実施する。</p> <p>(2) <u>所長、品質マネジメントシステム管理責任者、東海検査部長及び各課長</u>は、職員等が (1) の監視測定の結果を利用できるようにする。</p> <p>2 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) <u>所長、品質マネジメントシステム管理責任者、東海検査部長及び各課長</u>は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。</p> <p>(2) <u>所長、品質マネジメントシステム管理責任者、東海検査部長及び各課長</u>は、(1) の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。</p> <p>3 内部監査</p> <p>(1) <u>品質マネジメントシステム管理責任者</u>は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う職員等その他の体制により内部監査を実施する。</p> <p>① 品質管理に関する事項に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>② 実効性のある実施及び実効性の維持</p> <p>(2) <u>品質マネジメントシステム管理責任者</u>は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。</p> <p>(3) <u>品質マネジメントシステム管理責任者</u>は、内部監査の対象となり得る部署、個別業務、プロセスその他の領域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。</p> <p>(4) <u>品質マネジメントシステム管理責任者</u>は、内部監査を行う職員等（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。</p> <p>(5) <u>品質マネジメントシステム管理責任者</u>は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</p> <p>(6) <u>品質マネジメントシステム管理責任者</u>は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限（<u>必要に応じ、内部監査員が内部監査結果を理事長に直接報告する権限を含む。</u>）並びに内部監査に係る要求事項を手順書等に定める。</p> <p>(7) <u>内部監査員</u>は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</p> <p>(8) <u>品質マネジメントシステム管理責任者</u>は、不適合が発見された場合には、(7) の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。</p> <p>4 プロセスの監視測定</p> <p>(1) <u>所長、品質マネジメントシステム管理責任者、東海検査部長及び各課長</u>は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法（<u>監視測定の実施時期、結果の分析及び</u></p>	

新旧対照表

別 添

補正前	補正後	備考
<p>(2) <u>東海センター</u>は、(1) の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p> <p>(3) <u>東海センター</u>は、(1) の方法により、プロセスが保安品質マニュアル及び個別業務計画に定めた結果を得ることができることを確認する。</p> <p>(4) <u>東海センター</u>は、(1) の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。</p> <p>(5) <u>東海センター</u>は、保安品質マニュアル及び個別業務計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。</p> <p>5 機器等の検査等</p> <p>(1) <u>東海センター</u>は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前検査又は自主検査等を実施する。</p> <p>(2) <u>東海センター</u>は、使用前検査又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) <u>東海センター</u>は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った管理者を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) <u>東海センター</u>は、個別業務計画に基づく使用前検査又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ管理者が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>(5) <u>東海センター</u>は、保安活動の重要度に応じて、使用前検査の独立性を確保する。なお、独立性の程度については、組織的な独立を必要としない。</p> <p>(6) <u>東海センター</u>は、自主検査等について必要に応じて (5) を準用する。</p> <p>6 不適合の管理</p> <p>(1) <u>東海センター</u>は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないように、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。</p> <p>(2) <u>東海センター</u>は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定める。</p> <p>(3) <u>東海センター</u>は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</p> <p>① 発見された不適合を除去するための措置を講ずる。</p> <p>② 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行う (以下「特別採用」という。)</p> <p>③ 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずる。</p> <p>④ 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起り得る影響に応じて適切な措置を講ずる。</p> <p>(4) <u>東海センター</u>は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置 (特別採用を含む。) に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(5) <u>東海センター</u>は、(3) ①の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p>	<p><u>評価の方法並びに時期を含む。)</u>によりこれを行う。<u>なお、監視測定の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。</u></p> <p>(2) <u>所長、品質マネジメントシステム管理責任者、東海検査部長及び各課長</u>は、(1) の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p> <p>(3) <u>所長、品質マネジメントシステム管理責任者、東海検査部長及び各課長</u>は、(1) の方法により、プロセスが保安品質マニュアル及び個別業務計画に定めた結果を得ることができることを確認する。</p> <p>(4) <u>所長、品質マネジメントシステム管理責任者、東海検査部長及び各課長</u>は、(1) の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。</p> <p>(5) <u>所長、品質マネジメントシステム管理責任者、東海検査部長及び各課長</u>は、保安品質マニュアル及び個別業務計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。</p> <p>5 機器等の検査等</p> <p>(1) <u>各課長</u>は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前検査又は自主検査等を実施する。</p> <p>(2) <u>各課長</u>は、使用前検査又は自主検査等の結果に係る記録<u>(必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。)</u>を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) <u>各課長</u>は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った管理者を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) <u>各課長</u>は、個別業務計画に基づく使用前検査又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ管理者が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>(5) <u>各課長</u>は、保安活動の重要度に応じて、使用前検査の独立性を確保する。なお、独立性の程度については、組織的な独立を必要としない。</p> <p>(6) <u>各課長</u>は、自主検査等について必要に応じて (5) を準用する。</p> <p>6 不適合の管理</p> <p>(1) <u>所長、品質マネジメントシステム管理責任者、東海検査部長及び各課長</u>は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないように、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。</p> <p>(2) <u>品質マネジメントシステム管理責任者</u>は、不適合の処理に係る管理<u>(不適合に関連する管理者に報告することを含む。)</u>並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定める。</p> <p>(3) <u>所長、品質マネジメントシステム管理責任者、東海検査部長及び各課長</u>は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</p> <p>① 発見された不適合を除去するための措置を講ずる。</p> <p>② 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行う (以下「特別採用」という。)</p> <p>③ 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずる。</p> <p>④ 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起り得る影響に応じて適切な措置を講ずる。</p> <p>(4) <u>担当課長</u>は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置 (特別採用を含む。) に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(5) <u>担当課長</u>は、(3) ①の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p>	

新旧対照表

別 添

補正前	補正後	備考
<p>7 データの分析及び評価</p> <p>(1) <u>東海センター</u>は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析する。</p> <p>(2) <u>東海センター</u>は、(1) のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。</p> <p>① 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見</p> <p>② 個別業務等要求事項への適合性</p> <p>③ 機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む。）</p> <p>④ 調達物品等の供給者の供給能力</p> <p>8 改善</p> <p>8.1 継続的な改善</p> <p><u>東海センター</u>は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。</p> <p>8.2 是正処置等</p> <p>(1) <u>東海センター</u>は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。</p> <p>① 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。</p> <p>(a) 不適合その他の事象の分析及び不適合の原因の明確化</p> <p>(b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</p> <p>② 必要な是正処置を明確にし、実施。</p> <p>③ 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行う。</p> <p>④ 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更する。</p> <p>⑤ 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。</p> <p>⑥ 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施する。</p> <p>⑦ 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) <u>東海センター</u>は、(1) に掲げる事項について、手順書等に定める。</p> <p>(3) <u>東海センター</u>は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措</p>	<p>7 データの分析及び評価</p> <p>(1) <u>所長、品質マネジメントシステム管理責任者、東海検査部長及び各課長</u>は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善（<u>品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。</u>）の必要性を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析する。</p> <p>(2) <u>所長、品質マネジメントシステム管理責任者、東海検査部長及び各課長</u>は、(1) のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。</p> <p>① 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見</p> <p>② 個別業務等要求事項への適合性</p> <p>③ 機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む。）</p> <p>④ 調達物品等の供給者の供給能力</p> <p>8 改善</p> <p>8.1 継続的な改善</p> <p><u>理事長、所長、品質マネジメントシステム管理責任者、東海検査部長及び各課長</u>は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。</p> <p>8.2 是正処置等</p> <p>(1) <u>所長、品質マネジメントシステム管理責任者、東海検査部長及び各課長</u>は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。</p> <p>① 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。</p> <p>(a) 不適合その他の事象の分析（<u>情報の収集及び整理並びに技術的、人的及び組織的側面等の考慮を含む。</u>）及び不適合の原因の明確化（<u>必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。</u>）</p> <p>(b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</p> <p>② 必要な是正処置を明確にし、実施。</p> <p>③ 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行う。</p> <p>④ 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更する（<u>品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。</u>）。</p> <p>⑤ 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。</p> <p>⑥ 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合（<u>単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。</u>）に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施する。</p> <p>⑦ 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) <u>品質マネジメントシステム管理責任者</u>は、(1) に掲げる事項について、手順書等に定める。</p> <p>(3) <u>所長、品質マネジメントシステム管理責任者、東海検査部長及び各課長</u>は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該</p>	



新旧対照表

別 添

補正前	補正後	備考
<p>置を講じる。</p> <p>8.3 未然防止処置</p> <p>(1) <u>東海センター</u>は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>① 起こり得る不適合及びその原因について調査する。                  ② 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。                  ③ 必要な未然防止処置を明確にし、実施する。                  ④ 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行う。                  ⑤ 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) <u>東海センター</u>は、(1)に掲げる事項について、手順書等に定める。</p> <p style="text-align: center;">第 12 章 情報の共有及び公開</p> <p>第69条・第70条 変更なし ※省略</p> <p style="text-align: center;">第 13 章 記録及び報告</p> <p>第 71 条・第 72 条 変更なし ※省略</p> <p>(事故報告)</p> <p>第 73 条 所長は、使用規則第 6 条の 10 に定める事象が発生した場合は、その旨を、直ちに理事長に報告する。</p> <p>2 所長は、前項の報告ののち、速やかに次の各号に掲げる事項を、明らかにした報告書を作成し理事長に報告する。</p> <p>(1) 事故の発生日時、場所                  (2) 状況及び発生に際して採った処置                  (3) 原因                  (4) その後の対策及び処置                  (5) その他、必要な事項</p> <p>附 則 (昭和 6 3 年 1 0 月 2 5 日 6 3 達第 4 号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規定は、昭和 6 3 年 1 2 月 1 日から施行する。</p> <p>(規定の廃止)</p> <p>2 保障措置分析所核燃料物質使用施設保安規定 (5 3 達第 5 号) は、廃止する。</p> <p>(規定の廃止に伴う経過措置)</p> <p>3 廃止前の保障措置分析所核燃料物質使用施設保安規定 (5 3 達第 5 号) の規定により現に中央安全委員会、安全委員会、核燃料取扱主務者、施設運転管理者及び施設運転管理者代理に任命、委嘱、選任又は指名されている者は、それぞれ、この規定より中央安全委員会、安全委員会、核燃料取扱主務者、施設運転管理者及び施設運転管理者代理に任命、委嘱又は指名されたものとみなす。</p>	<p>類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。</p> <p>8.3 未然防止処置</p> <p>(1) <u>所長、品質マネジメントシステム管理責任者、東海検査部長及び各課長</u>は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合 (<u>原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。</u>) の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>① 起こり得る不適合及びその原因について調査する。                  ② 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。                  ③ 必要な未然防止処置を明確にし、実施する。                  ④ 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行う。                  ⑤ 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) <u>品質マネジメントシステム管理責任者</u>は、(1)に掲げる事項について、手順書等に定める。</p> <p style="text-align: center;">第 12 章 情報の共有及び公開</p> <p>第 69 条・第 70 条 変更なし ※省略</p> <p style="text-align: center;">第 13 章 記録及び報告</p> <p>第 71 条・第 72 条 変更なし ※省略</p> <p>(事故報告)</p> <p>第 73 条 所長は、使用規則第 6 条の 10 に定める事象が発生した <u>又はそれに準じる重大な事象が発生した</u>場合は、その旨を、直ちに理事長に報告する。</p> <p>2 所長は、前項の報告ののち、速やかに次の各号に掲げる事項を、明らかにした報告書を作成し理事長に報告する。</p> <p>(1) 事故の発生日時、場所                  (2) 状況及び発生に際して採った処置                  (3) 原因                  (4) その後の対策及び処置                  (5) その他、必要な事項</p> <p>附 則 (昭和 6 3 年 1 0 月 2 5 日 6 3 達第 4 号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規定は、昭和 6 3 年 1 2 月 1 日から施行する。</p> <p>(規定の廃止)</p> <p>2 保障措置分析所核燃料物質使用施設保安規定 (5 3 達第 5 号) は、廃止する。</p> <p>(規定の廃止に伴う経過措置)</p> <p>3 廃止前の保障措置分析所核燃料物質使用施設保安規定 (5 3 達第 5 号) の規定により現に中央安全委員会、安全委員会、核燃料取扱主務者、施設運転管理者及び施設運転管理者代理に任命、委嘱、選任又は指名されている者は、それぞれ、この規定より中央安全委員会、安全委員会、核燃料取扱主務者、施設運転管理者及び施設運転管理者代理に任命、委嘱又は指名されたものとみなす。</p>	<p>・記載の適正化 (報告事象の拡充)</p>

新旧対照表

別 添

補正前	補正後	備考
<p>附 則（平成元年3月13日 63達第6号） この規定は、平成元年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成元年10月27日 01達第4号） この規定は、平成元年10月26日から施行する。</p> <p>附 則（平成2年3月15日 01達第7号） この規定は、平成2年5月22日から施行する。</p> <p>附 則（平成7年11月9日 07達第1号） この規定は、平成7年11月9日から施行する。</p> <p>附 則（平成8年6月3日 08達第8号） この規定は、平成8年6月3日から施行する。</p> <p>附 則（平成10年6月8日 10達第1号） この規定は、平成10年6月8日から施行する。</p> <p>附 則（平成11年12月10日 11達第9号） この規定は、平成11年12月10日から施行する。</p> <p>附 則（平成13年3月30日 12達第17号） この規定は、平成13年3月30日から施行する。</p> <p>新分析棟に関する規定（第2条、第5条、第26条、第31条、第54条、別表第4（3）、別表第5（3）、別表第6（3）、別表第7（3）、別表第9（3）、別表第12、別表第15（3）、別表第16、別表第17（3）、別表第18（3）、別表第20、別表第21、別図第2-3及び別図第3）の適用については、法第55条の2の規定による検査に合格した日から施行する。</p> <p>附 則（平成13年9月18日 13達第3号） この規定は、平成13年9月18日から施行する。</p> <p>附 則（平成15年4月1日 15達第1号） この規定は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成15年9月1日 15達第4号） この規定は、平成15年9月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成16年4月26日 16達第1号） この規定は、平成16年4月26日から施行する。</p> <p>附 則（平成17年4月5日 17達第1号） この規定は、平成17年4月5日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年3月30日 18達第14号） この規定は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成20年5月20日 20達第3号） この規定は、平成20年5月21日から施行する。</p> <p>附 則（平成22年10月1日 22達第2号） この規定は、平成22年10月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成23年10月1日 23達第8号） この規定は、平成23年10月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年3月30日 23達第11号） この規定は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年8月31日 24達第5号） この規定は、平成24年9月10日から施行する。</p> <p>附 則（平成25年12月17日 25達第4号） この規定は、平成26年2月1日から施行する。</p>	<p>附 則（平成元年3月13日 63達第6号） この規定は、平成元年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成元年10月27日 01達第4号） この規定は、平成元年10月26日から施行する。</p> <p>附 則（平成2年3月15日 01達第7号） この規定は、平成2年5月22日から施行する。</p> <p>附 則（平成7年11月9日 07達第1号） この規定は、平成7年11月9日から施行する。</p> <p>附 則（平成8年6月3日 08達第8号） この規定は、平成8年6月3日から施行する。</p> <p>附 則（平成10年6月8日 10達第1号） この規定は、平成10年6月8日から施行する。</p> <p>附 則（平成11年12月10日 11達第9号） この規定は、平成11年12月10日から施行する。</p> <p>附 則（平成13年3月30日 12達第17号） この規定は、平成13年3月30日から施行する。</p> <p>新分析棟に関する規定（第2条、第5条、第26条、第31条、第54条、別表第4（3）、別表第5（3）、別表第6（3）、別表第7（3）、別表第9（3）、別表第12、別表第15（3）、別表第16、別表第17（3）、別表第18（3）、別表第20、別表第21、別図第2-3及び別図第3）の適用については、法第55条の2の規定による検査に合格した日から施行する。</p> <p>附 則（平成13年9月18日 13達第3号） この規定は、平成13年9月18日から施行する。</p> <p>附 則（平成15年4月1日 15達第1号） この規定は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成15年9月1日 15達第4号） この規定は、平成15年9月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成16年4月26日 16達第1号） この規定は、平成16年4月26日から施行する。</p> <p>附 則（平成17年4月5日 17達第1号） この規定は、平成17年4月5日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年3月30日 18達第14号） この規定は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成20年5月20日 20達第3号） この規定は、平成20年5月21日から施行する。</p> <p>附 則（平成22年10月1日 22達第2号） この規定は、平成22年10月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成23年10月1日 23達第8号） この規定は、平成23年10月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年3月30日 23達第11号） この規定は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年8月31日 24達第5号） この規定は、平成24年9月10日から施行する。</p> <p>附 則（平成25年12月17日 25達第4号） この規定は、平成26年2月1日から施行する。</p>	

新旧対照表

別 添

補正前	補正後	備考
<p>附 則（平成26年11月13日 26達第5号） この規定は、平成26年11月13日から施行する。</p> <p>附 則（平成28年3月31日 27達第8号） この規定は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成30年6月28日 30達第2号） この規定は、平成30年7月2日から施行する。</p> <p>附 則（令和 年 月 日 達第 号） この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。</p>	<p>附 則（平成26年11月13日 26達第5号） この規定は、平成26年11月13日から施行する。</p> <p>附 則（平成28年3月31日 27達第8号） この規定は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成30年6月28日 30達第2号） この規定は、平成30年7月2日から施行する。</p> <p>附 則（令和 年 月 日 達第 号） この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。<u>ただし、第39条の改正する規定は、電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第82号。）の施行の日（令和3年4月1日）から施行する。</u></p>	<p>・関係法令の改正に伴う条項の施行日を追記</p>

新旧対照表

別 添

補正前				補正後				備考
別表第 1～12 変更なし ※省略				別表第 1～別表第 12 変更なし ※省略				<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化（表の名称の変更）</li> <li>・関係法令改正に伴う線量限度値の変更及び要警戒線量値の見直し</li> </ul>
別表第13 <u>原因調査に係る線量</u> (第39条)				別表第13 <u>要警戒線量</u> (第39条)				
対象者	線量区分	要警戒線量	線量限度	対象者	線量区分	要警戒線量	線量限度	
放射線業務従事者	実効線量	13mSv/3月	(1) 100mSv/5年 (2) 50mSv/年 (3) 女子注) 5mSv/3月 (4) 妊娠中である女子本人の申出等によりその者の所属する課長等が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、内部被ばくについて 1mSv	放射線業務従事者	実効線量	13mSv/3月	(1) 100mSv/5年 (2) 50mSv/年 (3) 女子注) 5mSv/3月 (4) 妊娠中である女子本人の申出等によりその者の所属する課長等が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、内部被ばくについて 1mSv	
			等価線量				1mSv/期間中	(1) 13mSv/3月 (2) 本人の申出等によりその者の所属する課長等が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき 2mSv
	目の水晶体	<u>40mSv/3月</u>		<u>150mSv/年</u>	目の水晶体	<u>13mSv/3月</u>		
	皮膚	130mSv/3月	500mSv/年	皮膚	130mSv/3月	500mSv/年		
妊娠中である女子の腹部表面	1mSv/期間中	1mSv/期間中	妊娠中である女子の腹部表面	1mSv/期間中	1mSv/期間中	1mSv/期間中	(1) 13mSv/3月 (2) 本人の申出等によりその者の所属する課長等が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき 2mSv	
注) 妊娠不能と診断された者及びその者の所属する課長等に妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。				注) 妊娠不能と診断された者及びその者の所属する課長等に妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。				

新旧対照表

別 添

補正前	補正後	備考																																																																			
別表第14 放射線測定機器(第40条)	別表第14 放射線測定機器(第40条)																																																																				
(1) 保障措置分析棟 変更なし ※省略	(1) 保障措置分析棟 変更なし ※省略																																																																				
(2) 開発試験棟 変更なし ※省略	(2) 開発試験棟 変更なし ※省略																																																																				
(3) 新分析棟	(3) 新分析棟	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化 (α/β 自動測定装置の測定項目に廃液中の放射性物質の濃度を追加)</li> <li>・記載の適正化 (用語の整合)</li> </ul>																																																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">放射線測定機器</th> <th style="text-align: center;">測定線種</th> <th style="text-align: center;">数 量</th> <th style="text-align: center;">測 定 項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エリアモニタ</td> <td style="text-align: center;">γ</td> <td style="text-align: center;">1 台</td> <td>管理区域内のγ線の線量当量率</td> </tr> <tr> <td>スタックダストモニタ</td> <td style="text-align: center;">α/β</td> <td style="text-align: center;">1 台</td> <td>排気中の放射性じんあいの濃度</td> </tr> <tr> <td>室内ダストモニタ</td> <td style="text-align: center;">α/β</td> <td style="text-align: center;">5 台</td> <td rowspan="3">管理区域内の空気中の放射性じんあいの濃度</td> </tr> <tr> <td>移動型ダストモニタ</td> <td style="text-align: center;">α/β</td> <td style="text-align: center;">1 台</td> </tr> <tr> <td>ローカルダストサンプリング装置</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">1 台 吸収端 34 箇所以上</td> </tr> <tr> <td>ハンドフットモニタ</td> <td style="text-align: center;">α/β</td> <td style="text-align: center;">1 台</td> <td>管理区域外へ退出する者の手足、衣服等の表面密度</td> </tr> <tr> <td>サーベイメータ</td> <td style="text-align: center;">α、β γ、 γ</td> <td style="text-align: center;">1 式</td> <td>線量当量率並びに表面密度</td> </tr> <tr> <td>α/β 自動測定装置</td> <td style="text-align: center;">α/β</td> <td style="text-align: center;">1 台</td> <td>表面密度、管理区域内の空気中及び排気中の放射性じんあいの濃度</td> </tr> </tbody> </table>	放射線測定機器		測定線種	数 量	測 定 項 目	エリアモニタ	γ	1 台	管理区域内のγ線の線量当量率	スタックダストモニタ	α/β	1 台	排気中の放射性じんあいの濃度	室内ダストモニタ	α/β	5 台	管理区域内の空気中の放射性じんあいの濃度	移動型ダストモニタ	α/β	1 台	ローカルダストサンプリング装置	/	1 台 吸収端 34 箇所以上	ハンドフットモニタ	α/β	1 台	管理区域外へ退出する者の手足、衣服等の表面密度	サーベイメータ	α、β γ、 γ	1 式	線量当量率並びに表面密度	α/β 自動測定装置	α/β	1 台	表面密度、管理区域内の空気中及び排気中の放射性じんあいの濃度	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">放射線測定機器</th> <th style="text-align: center;">測定線種</th> <th style="text-align: center;">数 量</th> <th style="text-align: center;">測 定 項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エリアモニタ</td> <td style="text-align: center;">γ</td> <td style="text-align: center;">1 台</td> <td>管理区域内のγ線の線量当量率</td> </tr> <tr> <td>スタックダストモニタ</td> <td style="text-align: center;">α/β</td> <td style="text-align: center;">1 台</td> <td>排気中の放射性物質の濃度</td> </tr> <tr> <td>室内ダストモニタ</td> <td style="text-align: center;">α/β</td> <td style="text-align: center;">5 台</td> <td rowspan="3">管理区域内の空気中の放射性物質の濃度</td> </tr> <tr> <td>移動型ダストモニタ</td> <td style="text-align: center;">α/β</td> <td style="text-align: center;">1 台</td> </tr> <tr> <td>ローカルダストサンプリング装置</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">1 台 吸収端 34 箇所以上</td> </tr> <tr> <td>ハンドフットモニタ</td> <td style="text-align: center;">α/β</td> <td style="text-align: center;">1 台</td> <td>管理区域外へ退出する者の手足、衣服等の表面密度</td> </tr> <tr> <td>サーベイメータ</td> <td style="text-align: center;">α、β γ、 γ</td> <td style="text-align: center;">1 式</td> <td>線量当量率並びに表面密度</td> </tr> <tr> <td>α/β 自動測定装置</td> <td style="text-align: center;">α/β</td> <td style="text-align: center;">1 台</td> <td>表面密度、管理区域内の空気中及び排気中の放射性物質の濃度、<u>廃液中の放射性物質の濃度</u></td> </tr> </tbody> </table>	放射線測定機器	測定線種	数 量	測 定 項 目	エリアモニタ	γ	1 台	管理区域内のγ線の線量当量率	スタックダストモニタ	α/β	1 台	排気中の放射性物質の濃度	室内ダストモニタ	α/β	5 台	管理区域内の空気中の放射性物質の濃度	移動型ダストモニタ	α/β	1 台	ローカルダストサンプリング装置	/	1 台 吸収端 34 箇所以上	ハンドフットモニタ	α/β	1 台	管理区域外へ退出する者の手足、衣服等の表面密度	サーベイメータ	α、β γ、 γ	1 式	線量当量率並びに表面密度	α/β 自動測定装置	α/β	1 台
放射線測定機器	測定線種	数 量	測 定 項 目																																																																		
エリアモニタ	γ	1 台	管理区域内のγ線の線量当量率																																																																		
スタックダストモニタ	α/β	1 台	排気中の放射性じんあいの濃度																																																																		
室内ダストモニタ	α/β	5 台	管理区域内の空気中の放射性じんあいの濃度																																																																		
移動型ダストモニタ	α/β	1 台																																																																			
ローカルダストサンプリング装置	/	1 台 吸収端 34 箇所以上																																																																			
ハンドフットモニタ	α/β	1 台	管理区域外へ退出する者の手足、衣服等の表面密度																																																																		
サーベイメータ	α、β γ、 γ	1 式	線量当量率並びに表面密度																																																																		
α/β 自動測定装置	α/β	1 台	表面密度、管理区域内の空気中及び排気中の放射性じんあいの濃度																																																																		
放射線測定機器	測定線種	数 量	測 定 項 目																																																																		
エリアモニタ	γ	1 台	管理区域内のγ線の線量当量率																																																																		
スタックダストモニタ	α/β	1 台	排気中の放射性物質の濃度																																																																		
室内ダストモニタ	α/β	5 台	管理区域内の空気中の放射性物質の濃度																																																																		
移動型ダストモニタ	α/β	1 台																																																																			
ローカルダストサンプリング装置	/	1 台 吸収端 34 箇所以上																																																																			
ハンドフットモニタ	α/β	1 台	管理区域外へ退出する者の手足、衣服等の表面密度																																																																		
サーベイメータ	α、β γ、 γ	1 式	線量当量率並びに表面密度																																																																		
α/β 自動測定装置	α/β	1 台	表面密度、管理区域内の空気中及び排気中の放射性物質の濃度、 <u>廃液中の放射性物質の濃度</u>																																																																		
別表第 14-2 放射線測定機器の施設定期自主検査項目(第 40 条)	別表第 14-2 放射線測定機器の施設定期自主検査項目(第 40 条)																																																																				
(1) 保障措置分析棟 変更なし ※省略	(1) 保障措置分析棟 変更なし ※省略																																																																				
(2) 開発試験棟 変更なし ※省略	(2) 開発試験棟 変更なし ※省略																																																																				

新旧対照表

別 添

補正前	補正後	備考																
<p>(3) 新分析棟</p> <table border="1" data-bbox="92 268 1130 611"> <thead> <tr> <th>対 象 機 器</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エリアモニタ、スタックダストモニタ 室内ダストモニタ、移動型ダストモニタ</td> <td>指示精度 線源校正 警報作動</td> </tr> <tr> <td>ローカルダストサンプリング装置</td> <td>流量率<u>確認</u></td> </tr> <tr> <td>ハンドフットモニタ、サーベイメータ <math>\alpha / \beta</math> 自動測定装置</td> <td>線源校正 警報作動*</td> </tr> </tbody> </table> <p>*サーベイメータ及び<math>\alpha / \beta</math>自動測定装置は除く</p> <p>別表第 19～別表第 23 変更なし ※省略</p> <p>別図第1～別図第3 変更なし ※省略</p>	対 象 機 器	項 目	エリアモニタ、スタックダストモニタ 室内ダストモニタ、移動型ダストモニタ	指示精度 線源校正 警報作動	ローカルダストサンプリング装置	流量率 <u>確認</u>	ハンドフットモニタ、サーベイメータ $\alpha / \beta$ 自動測定装置	線源校正 警報作動*	<p>(3) 新分析棟</p> <table border="1" data-bbox="1362 268 2401 611"> <thead> <tr> <th>対 象 機 器</th> <th>項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エリアモニタ、スタックダストモニタ 室内ダストモニタ、移動型ダストモニタ</td> <td>指示精度 線源校正 警報作動</td> </tr> <tr> <td>ローカルダストサンプリング装置</td> <td>流 量 率</td> </tr> <tr> <td>ハンドフットモニタ、サーベイメータ <math>\alpha / \beta</math> 自動測定装置</td> <td>線源校正 警報作動*</td> </tr> </tbody> </table> <p>*サーベイメータ及び<math>\alpha / \beta</math>自動測定装置は除く</p> <p>別表第 15～別表第 23 変更なし ※省略</p> <p>別図第1～別図第3 変更なし ※省略</p>	対 象 機 器	項 目	エリアモニタ、スタックダストモニタ 室内ダストモニタ、移動型ダストモニタ	指示精度 線源校正 警報作動	ローカルダストサンプリング装置	流 量 率	ハンドフットモニタ、サーベイメータ $\alpha / \beta$ 自動測定装置	線源校正 警報作動*	<p>・記載の適正化（用語の整合）</p>
対 象 機 器	項 目																	
エリアモニタ、スタックダストモニタ 室内ダストモニタ、移動型ダストモニタ	指示精度 線源校正 警報作動																	
ローカルダストサンプリング装置	流量率 <u>確認</u>																	
ハンドフットモニタ、サーベイメータ $\alpha / \beta$ 自動測定装置	線源校正 警報作動*																	
対 象 機 器	項 目																	
エリアモニタ、スタックダストモニタ 室内ダストモニタ、移動型ダストモニタ	指示精度 線源校正 警報作動																	
ローカルダストサンプリング装置	流 量 率																	
ハンドフットモニタ、サーベイメータ $\alpha / \beta$ 自動測定装置	線源校正 警報作動*																	